

八幡浜市立保育所等再編整備計画検討委員会設置要綱

令和4年5月18日
八幡浜市要綱 第1号
八幡浜市教育委員会要綱

(設置)

第1条 本市の市立保育所、市立幼稚園及び市立児童センター（以下「市立保育所等」という。）の今後における八幡浜市立保育所等再編整備計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、計画の素案について検討するため、八幡浜市立保育所等再編整備計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、市長からの要請に応じ、次に掲げる事項を調査し、及び検討し、並びにその結果を市長に報告する。

- (1) 市立保育所等の現状及び課題に関すること。
- (2) 計画の方向性及び方策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市立保育所等の保護者代表
- (2) 市立保育所等の職員代表
- (3) 学校関係者代表
- (4) 地域代表
- (5) 市議会代表
- (6) 学識経験者
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する任務を達成する日までとする。

2 委員が欠けたときは、後任の委員を補充することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長をそれぞれ1人置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民福祉部子育て支援課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(最初の会議招集の特例)

- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初の会議は、市長が招集する。

(要綱の失効)

- 3 この要綱は、第2条に定める事項に係る事務が終了した日に、その効力を失う。